

議案第 107 号

農業基盤整備促進事業（川原第 4 地区）の施行について

農業基盤整備促進事業（川原第 4 地区）を別紙のとおり施行したいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うには、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

事業No.	
事業記号	

**令和7年度 新規採択希望
農業競争力強化農地整備事業(農業基盤整備促進事業)**

かわはら

川原第4地区の概要

1.事業の概要

石垣市は、那覇市から南西410kmに位置している。気候は亜熱帯海洋性気候に属し平均気温24.5℃、平均降雨量2,106mmで湿度が75%と高く温暖多湿な気候である。

本地区は石垣島中央部、底原ダムの南側に位置した国頭及び島尻マーヅ土壤地帯であり、平成26年度着工の国営石垣島土地改良事業の関連事業地区に位置付けられている。

営農形態はサトウキビやかぼちゃ、パインアップルを主体とした地区であるが、畑地かんがい施設が未整備で恒常的な干ばつ被害に悩まされていること及び排水路等が未整備であることから、降雨による耕土の流出や農道及び農地の浸食が発生しており早急な整備が求められている。

よって、本事業により、畑地かんがい施設や排水路、水兼農道等の整備を実施することで、生産効率・安全性の向上及び競争力のある「攻めの農業」の実現に資することを目的とする。

2.事業主体： 石垣市

3.受益面積： 14.1ha

4.受益戸数： 10戸

5.主要工事： 農業用排水施設 14.1ha

6.予算関係

単位：円

区分	総事業費	前年度まで	前年度	本年度	次年度以降
(ハード)	704,000,000			-	
(ソフト)	0			-	
合計	704,000,000			-	

7.負担区分： 農業用排水施設：国80%、県11.5%、市8.5%、受益者0.0%

8.事業工期： 令和7年度～令和11年度(5年間)

9.位置図

